

ID: 38

担当部署: 教育委員会事務局 教育総務課

処分の概要	授業料の減免		
例規名 根拠条項	村田町立幼稚園授業料徴収条例 第6条		
例規番号	平成4年条例第14号		
<p>【基準】</p> <p>第6条の規定による。 (授業料の減免)</p> <p>第6条 町長は、天災その他特別の事情があると認める場合は、授業料の全部又は一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。</p> <p>2 前項のほか、保護者が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けているときは、授業料を免除する。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日